

行旅死亡人等の取扱いについて

1 行旅死亡人等の取扱いの概要について

身元不明または身元確認不可で葬祭執行人のいない死体は、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、また身元が判明しているが葬祭執行人のいない死体については、墓地埋葬法に関する法律に基づき、住民登録に関係なく、死亡地の市区町村長（自治体）が火葬を行うこととなっている。

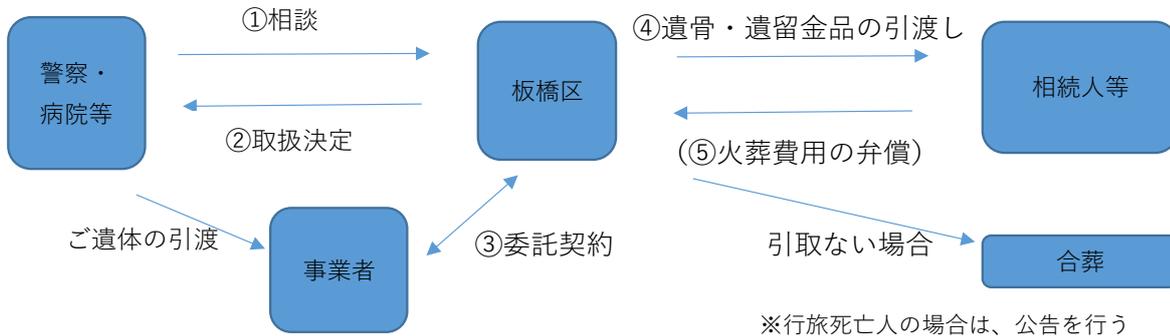
※生活保護受給者は、生活保護法に基づく葬祭扶助の対象となるため。上記法の対象外。

(1) 区での取扱い決定後の流れ

区では、警察や病院からの連絡を受け、状況に応じて、区での取り扱いの可否を決定する。決定後、既に警察や病院により選定された業者と委託契約を結び、火葬を行う。

その後、戸籍調査を行い、遺族に、遺骨・遺留金品の引取及び、故人の遺留金等で賄えない火葬費用の負担を依頼する。

遺族から引取等の意向確認の後、引き取る場合は、火葬費用を支払っていただき遺骨を引き渡す。一方、遺族が全て引取等を拒否した場合は、遺骨を火葬から一年間保管し、その後合葬する。



2 取扱件数について

(単位：件)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度9月末		
	病院	警察	他	病院	警察	他	病院	警察	他	病院	警察	他
行旅	0	6	0	0	3	0	0	1	0	0	4	0
墓埋	20	30	0	23	40	3	34	44	2	16	28	4
合計	56			69			81			52		

※その他は、居宅介護事業者等

3 火葬委託決算額

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行旅	780,000	636,000	200,000
墓埋	6,500,000	13,810,670	16,758,451
合計	7,280,000	14,446,670	16,958,451

※R3まで1件130,000円 R4から1件212,000円以内に生活保護の葬祭扶助に準じて予算額を増額